

平成28年度川崎認定保育園等保育料補助金の御案内

川崎市では、川崎市内に在住する川崎認定保育園在籍児童の保護者に対し、保育料の補助を実施しています。また、横浜市との「待機児童対策に関する連携協定」に基づき、川崎市内に在住する横浜保育室在籍児童の保護者についても保育料の補助を実施します。

なお、対象者の補助基準について、平成28年度以降は、**所得税額から市民税所得割額に変更となります。また、申請書類については、各園を通して6月頃に配布いたします。**(ホームページ上においても掲載を予定しています)

1 補助対象

次の①から④の条件にすべて該当する保護者が対象です。

(横浜保育室についても同様の取り扱いとなります。)



①保護者及び児童が、川崎市に在住し、かつ住所を有していること。

②保護者がアからコいずれかに該当すること。

- ア) 1月において16日以上かつ1日当たり4時間以上労働することを常態としている場合
- イ) 妊娠中であるか、又は産後間もない場合
- ウ) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有している場合
- エ) 親族等(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護している場合
- オ) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧当たっていることにより保育ができない場合
- カ) 求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っていることにより保育ができない場合
- キ) 通学で月16日以上かつ1日4時間以上保育ができない場合
- ク) 児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められる場合。また、配偶者からの暴力により子どもの保育を行うことが困難であると認められた場合
- ケ) 補助対象となっていた児童の保護者が、きょうだいの育児休業を取得した場合
- コ) ア～ケに掲げるもののほか、ア～ケに類するものとして市町村が認める事由に該当する場合

③保護者が、保育料を滞納していないこと。

④児童が、川崎認定保育園(横浜保育室)に週4日以上通園しており、幼稚園等その他の施設には在籍していないこと。

※1 上記のイ) カ) ケ)の場合は、補助金額の対象期間が限られます。

イ) の場合は、産前産後2か月の、計4か月分を限度とします。

カ) の場合は、求職中のうちの2か月分を限度とします。(年度中、世帯1回のみ)

ケ) 育休の場合は、原則、補助対象外となりますが、ア) の理由により補助対象となっている保護者が年度途中で育休を取得した際は例外的に補助対象を継続とします。

補助対象期間は、育児休業を取得して1年を超えた年の年度末までとします。

※2 補助対象の要件を満たし、かつ児童が月の初日に在籍していることが条件です。

2 補助金額

- 0～3歳未満児 世帯の市民税所得割課税額が321,700円未満の方は月額20,000円
世帯の市民税所得割課税額が321,700円以上の方は月額10,000円
- 3歳以上児 月額5,000円 ※所得制限はありません。

※補助金額より保育料が低い場合は、低い方の金額をお支払いします。

※3歳未満児とは、平成28年度は、平成25年4月2日以降に生まれた児童です。年度途中で入所し、その時点で誕生日を過ぎ満3歳に達していても、その年度中は3歳未満児の補助金額の対象となります。

3 補助金の交付方法と交付期間

補助金は年2回、申請された保護者の口座へお支払いします。

① 4月から9月の対象月分

⇒園を経由して、9月5日(月)までに申請⇒10月後半から11月末までの交付

② 10月から翌年3月の対象月分

⇒園を経由して、3月3日(金)までに申請⇒4月後半から5月末までの交付

※提出期限後の申請はお支払いできない場合がありますので、御注意ください。

※横浜保育室在籍者は、川崎市役所保育課へ直接郵送してください。



4 申請方法

通われている園から申請書類をお配りしますので、必要事項を記入の上、添付書類を添えて園へ提出してください。園は、在籍している証明書とともに、期日までに川崎市へ申請書を提出します。

個人情報に記載された書類となりますので、封筒などに封入して差し支えありません。また、直接川崎市の担当部署あて郵送することも可能です。

<申請書類>

・川崎認定保育園在籍者(園を通して申請又は直接郵送で申請)

① 川崎認定保育園等保育料補助金交付申請書(兼同意書)

② 添付書類 添付書類確認一覧

通帳のコピー

平成28年の市民税所得割課税額が分かる書類(3歳未満児かつ平成28年1月1日時点で川崎市に在住していない方等)

・横浜保育室在籍者(直接郵送で申請)

① 川崎認定保育園等保育料補助金交付申請書(兼同意書)

② 添付書類 添付書類確認一覧

通帳のコピー

平成28年の市民税所得割課税額が分かる書類(3歳未満児かつ平成28年1月1日時点で川崎市に在住していない方等)

在園証明書(通っている園からお渡しします)

保育の必要性を確認できる書類(4歳以上児の方のみ)

申請書類においては、各園を通して6月頃に配布いたします。また、川崎市ホームページ上においても掲載を予定しています。

◎申請時期より前に退園をする場合

園から申請書類を受け取り、添付書類とともに、申請期限までに直接保育課へ提出してください。（在園していた証明は園から直接提出されます。）

5 Q&A

【申請書について】



Q1：補助金の対象かどうかは何を見て決めるの？

A1：川崎市（横浜市）は、保育の必要性が認められる在籍児童数分の助成金を、毎月園へお支払いしています。その際に、「就労証明書」など保護者の保育の必要性が分かる書類を、園は市へ提出していますので、その書類から在籍月や保護者の状況を確認して、交付金額を決定します。

Q2：補助金は世帯主以外も申請できるの？

A2：お父様、お母様、どちらのお名前でも申請できます。ただし、補助金の振込先口座の名義人は、申請者と同一人にしてください。お子様名義の口座を振込先に指定することはできません。

【添付書類について】

Q3：通帳のない口座やインターネットバンキングを振込先に指定する場合は、何を添付すればいいの？

A3：銀行名、店番号、口座番号、預金種別、口座名義人（読み仮名）を確認させていただきますので、その内容が記載されたキャッシュカードのコピーや、ネット画面を印刷したものを添付してください。

【税金関係書類について】

Q4：3歳未満児の場合、税金関係の書類は必ず提出しなければならないの？

A4：平成28年1月1日の時点で、川崎市外に保護者の住民登録があった方（単身赴任などで園児と別居している場合も含む）については、税金関係書類の提出が必要となりますが、提出がない場合、月額補助金額は10,000円となります。

【転居・口座変更について】

Q5：申請後、補助金が振り込まれる前に、転居する場合はどうすればよいの？

A5：予定している転居の場合は、申請書の転居先欄に記入をしてください。予定しておらず急に転居することになった場合は、保育課へご連絡ください。

Q8：申請後、補助金が振り込まれる前に、口座を解約した場合はどうすればよいの？

A8：保育課へご連絡の上、新しい口座の通帳の写しを提出してください。



【補助金額について】

Q9：収入がどのぐらいなら、補助金が2万円になるの？

A9：各家庭で控除額が異なり、それによって課税される金額も変わるため、一概には言えません。「給

与所得に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」「市民税・県民税税額決定納税通知書」「市民税課税額証明書」に記載のある市民税所得割額を参考にさせていただくことはできますが、保育料補助金についての市民税所得割課税額は、認可保育所の保育料算出と同様の考え方で算出しますので、配当控除、外国税控除、住宅借入金等特別控除、市町村等に対する寄付金控除等の適用はありません。

【提出方法について】

Q10：申請書類の提出は園ではなく、直接、市役所に郵送していいの？

A10：郵送でもかまいません。下記のお問い合わせに記載されている住所に送付をお願いします。
（横浜保育室在籍者は園を通さずに直接郵送してください。）

【退園・転園する場合について】

Q11：補助対象の条件を満たしているが、月途中で退園をした場合、その期間の補助金はもらえるの？

A11：月額保育料を払っている場合は補助の対象になります。必要事項を記入の上、添付書類とあわせて申請期限までに保育課へ提出してください。

Q12：補助対象となっているが、Aという川崎認定保育園から、Bという別の川崎認定保育園へ転園した(する)場合の手続きはどうすればいいの？

A12：AとB、2つの保育園で各々申請をお願いします。転園前にAの保育園（すでに転園されている場合は保育課）から、転園後はBの保育園から、それぞれ申請書をもらい、各園分の申請をしていただきます。申請書の添付書類は、片方はコピーでかまいません。

【補助の対象について】

Q13：補助対象の条件は満たしているけれど、月途中から入園した場合は、いつから補助金がもらえるの？

A13：月の初日（休日で開園していない場合は月の最初の開園日）から在籍していることが条件ですので、この場合翌月分から対象になります。

Q14：月の初日に在籍していたけれど、市内に転居したのは月途中の場合、いつから補助金がもらえるの？

A14：住民基本台帳の記録をもとに市内に住所を有することを確認しますので、この場合は翌月分からになります。

Q15：育児休業中で、月の途中から復職をする場合は、いつから補助金の対象になるの？

A15：育児休業中の場合は、特例で、その月中に復職し、かつ月の初日から在籍している場合は、その月から補助金の対象となります。

Q16：幼稚園に在籍し、「川崎市立幼稚園保育料等補助金」をもらっているけれど、園にも在籍しているから、補助金はもらえるの？

A16：補助対象の条件の1つが「幼稚園に在籍していないこと」となっているので、川崎認定保育園保育料補助金の対象にはなりません。

Q17：「川崎市幼児園児保育料等補助金」も申請できる場合は、どちらも申請していいの？



A17：片方のみです。

【申請時期について】

Q18：**10月から翌年3月分の申請をする時期に、その前の4月から9月分も一緒に申請できるの？**

A18：さかのぼっての申請はできませんので、申請の期限は御注意ください。

7 お問い合わせ

【担当部署】川崎市こども未来局保育課調整第3係 保育料補助担当
(川崎市役所第3庁舎 14階)

【住所】〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

【電話】044-200-3128 (平日、8:30~12:00、13:00~17:15)